様式６

（案）

行 政 財 産 賃 貸 借 契 約 書

貸付人 帯広市（以下「甲」という。）と、借受人　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により行政財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

２　乙は、貸付物件が行政財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第２条　甲は、次に掲げる建物の一部（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付ける。

名　　称	所 在 地	貸付箇所	数　　量
バスターミナル おびくる	帯広市西１条南12丁目７番	西側出入口	1.27㎡

（使用目的）

第３条　乙は、貸付物件を「自動販売機設置場所」として使用するものとし、この用途（以下「指定用途」という。）以外の目的に使用してはならない。

２　乙は、貸付物件を前項の用途に供するにあたっては、別紙「仕様書」に記載の内容を遵守しなければならない。

（指定用途に供すべき期日）

第４条　乙は、貸付物件を令和９年４月１日（以下「指定期日」という。）までに指定用途に供さなければならない。

２　乙は、やむを得ない理由により指定期日の変更を必要とする場合は、理由を記載した書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

（指定用途に供すべき期間）

第５条　乙は、貸付物件を指定期日（甲が前条第２項の規定により指定期日の変更を承認したときは、その期日）の翌日から、次条の貸付期間の満了日まで、引き続き指定用途に供しなければならない。

（貸付期間）

第６条　貸付期間は、令和９年４月１日から令和12年３月31日までとし、期間の更新は行わないものとする。

（貸付料等）

第７条　貸付料は、次のとおりとする。

契約金額　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

（内訳）

年　　度	期　　間	貸 付 料
令和９年度	自　令和９年　４月　１日 至　令和10年　３月　31日	円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）
令和10年度	自　令和10年　４月　１日 至　令和11年　３月　31日	円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）
令和11年度	自　令和11年　４月　１日 至　令和12年　３月　31日	円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

２　乙は、本契約に基づいて設置した自動販売機に電気等の使用量を計る子メーターを甲の指示するところにより設置し、別に定めるところにより、計量器により計測した使用実績に基づき算定した電気料等を負担しなければならない。

（貸付料等の納付）

第８条　乙は、前条に定める貸付料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

年 度	回 数	納付金額	納 期 限
令和９年度	第１回	円	令和９年４月30日
	第２回	円	令和９年８月２日
	第３回	円	令和９年11月１日
	第４回	円	令和10年１月31日
令和10年度	第１回	円	令和10年５月１日
	第２回	円	令和10年７月31日
	第３回	円	令和10年10月31日
	第４回	円	令和11年１月31日
令和11年度	第１回	円	令和11年５月１日
	第２回	円	令和11年７月31日
	第３回	円	令和11年10月31日
	第４回	円	令和12年１月31日

２　電気料等については、算定の都度、甲の発行する納入通知書により、その納期限までに納付しなければならない。

（契約保証金）

第９条　契約保証金は、免除する。

（貸付料の改定）

第10条　甲は、経済事情の著しい変動があった場合や関係法令の改正等により、第7条第1項の貸付料の額が不適当となったときは、第６条に定める貸付期間の途中であっても乙に対して当該貸付料の増額を求めることができる。この場合、乙は改定された貸付料を支払わなければならない。

（延滞利息）

第11条　乙は、納期限までに貸付料を納付しない、かつ貸付料の額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付した日までの期間について、年14.5パーセントの割合で算定した延滞利息を甲に支払わなければならない。ただし、当該延滞利息に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（契約不適合責任）

第12条　乙は契約締結後、貸付物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完の請求、貸付料の減額又は損害賠償の請求をすることができない。

（物件保全義務等）

第13条　乙は、善良な管理者の注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

２　乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

（維持補修）

第14条　甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

２　貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

（権利譲渡等の禁止）

第15条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は貸付物件を転貸してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（使用上の制限）

第16条　乙は、貸付物件に新たな施設、又は財産価値の変動を生ずるような変更を加える場合には、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

（実地調査等）

第17条　甲は、貸付物件の維持保全のため必要があると認めたときは、貸付物件について随時に実地調査をし、又は参考となるべき資料の報告を求め、貸付物件の維持保全に関し乙に指示することができる。

２　乙は、前項の調査を拒み、妨げ又は報告を怠ってはならない。

（報告・届け出）

第18条　乙は、天災その他の事由によって貸付物件に異常が生じたときには、直ちに甲に報告しなければならない。

２　乙は、その住所、氏名又は代表者を変更したときは、速やかに甲に届けなければならない。

（売上の報告）

第19条　乙は、自動販売機ごとの毎月の売上金額及び売上数量を次に掲げるとおり、甲に対し書面により報告するものとする。

区　　分	報告期限
４月分から９月分	10月末日
10月分から３月分	４月末日

（契約の解除）

第20条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）甲、国、他の地方公共団体又は公共的団体において貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

（２）乙が指定期日を経過してもなおこれを第３条の指定用途に供せず、又はこれを指定用途に供した後、指定期間内にその用途を廃止したとき。

（３）乙が貸付料その他の債務の支払いを、納期限から３か月以上怠ったとき。

（４）貸付物件及び貸付物件が所在する施設の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると甲が認めたとき。

（５）乙がこの契約上の義務に違反したとき。

（６）前各号のほか乙の責に帰する事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

２　甲は、前項に掲げる場合を除くほか、乙から解除の申し出があったときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。ただし、乙は、契約を解除しようとする３か月前までに書面にて甲に通知しなければならない。

（暴力団等の排除）

第21条　乙は、貸付物件を暴力団の事務所若しくはこれに類する施設（以下「暴力団事務所」という。）の用に供し、又は暴力団事務所の用に供されることを知りながら第三者に転貸してはならない。

２　甲は、貸付物件が暴力団事務所に供されていると認めたときは、催告をすることなく契約を解除することができる。

（違約金）

第22条　乙は、第20条第１項（第１号を除く。）及び前条の規定によりこの契約が解除された場合は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

２　第1項に定める違約金は、第25条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（原状の回復）
第23条　乙は、第６条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第20条若しくは第21条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（貸付料の精算）
第24条　甲は、第20条第１項第１号の規定によりこの契約を解除したときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を返還する。ただし、当該返還額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（損害賠償）
第25条　乙は、その責に帰する理由により甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）
第26条　乙は、第６条に規定する貸付期間が満了した場合、又は第20条及び第21条の規定により契約が解除された場合において、貸付物件を返還するときは、乙が貸付物件に投じた必要費、有益費その他の費用があっても、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合を除き、これを甲に請求することができない。

（契約の費用）
第27条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定）
第28条　この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（管轄裁判所）
第29条　この契約から生ずる一切の裁判上の紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有する。

年　　月　　日

貸付人　甲　帯広市西５条南７丁目１番地
帯広市
帯広市長　　上野　庸介

借受人　乙